

長寿医療制度 (後期高齢者医療制度)

75歳以上の方と65～74歳で一定の障がいのある方が対象

年金差し引きから口座振替に変更できます

保険料が年金から差し引かれている方(今後差し引かれる予定の方も含まれます。)のうち、次のいずれかに当てはまる方は、市町村への申し出により口座振替で納めることができます。

① 国民健康保険料(税)を世帯主として確実に納めていた方

(過去2年間未納がない方)

⇒ 本人の口座から納められます。

② 世帯主か配偶者がいる年金収入180万円未満の方

⇒ 世帯主か配偶者の口座から納められます。

* 年金差し引きから口座振替に切り替わる時期は、お申し込みの時期により異なります。

* 詳しくは、お住まいの市町村へお問い合わせください。

保険料は税金の控除の対象となります。

保険料は、所得税や個人住民税の社会保険料控除の対象となります。

保険料が年金から差し引かれている場合は、その差し引かれている方の控除の対象となります。

なお、上記②に該当する場合は、口座振替によって支払った世帯主か配偶者の控除の対象となります。

窓口負担が変わる方へ

8月から窓口負担(病院などで支払う一部負担金)の割合が変わる方には、新しい保険証を7月中に交付しています。古い保険証は、お住まいの市町村へお返してください。

なお、窓口負担が変わらない方には、改めて交付していませんので、現在お持ちの保険証をそのままお使いください。

* 窓口負担は、8月から平成19年の所得(7月までは平成18年の所得)で判定します。

もし入院することになったら

住民税が非課税の世帯の方は、「減額認定証」を提示すると、入院時の食事代と自己負担の限度額が軽減されます。必要となる方は、お住まいの市町村へ申請してください。なお、申請は毎年必要になります。



問い合わせ **北海道後期高齢者医療広域連合**

〒060-0062 札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館内 ●電話 011-290-5601

●ファクシミリ 011-210-5022 ●ホームページ <http://iryokouiki-hokkaido.jp/>